

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

〔平成28年3月31日〕
〔要綱第10号〕

改正 平成30年 3月26日要綱第7号 令和2年 3月27日要綱第37号
令和3年 3月31日要綱第30号 令和3年 4月1日要綱第37号
令和4年 3月31日要綱第49号 令和6年 3月25日要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡浜市内にある空き家の有効活用を図り、県外から八幡浜市内への移住及び定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 原則として、愛媛県空き家情報バンク又は八幡浜市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された物件で、これらの空き家バンクを通じて売買又は賃貸借をされたもの
- (2) 移住者 県外から八幡浜市に住民票を異動した者（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任その他の定住が見込まれない理由によるものを除く。）
- (3) 働き手世帯 構成員のうち少なくとも1人が60歳未満である世帯
- (4) 子育て世帯 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満の子（ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日となる者を含む。）がいる世帯

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に移住した者（同日以後に、県外から県内の他市町に移住し、その後八幡浜市内に住民票を異動したものを含む。）で、次条に規定する補助対象住宅に5年以上居住する意思を有する者

- (2) 対象となる空き家が所在する地域の自治会等に参加する意思を有する者
- (3) 補助金の交付申請日において、働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。
- (4) 補助金の交付申請日において、申請者本人及び同一世帯に属する者が市税（市民税及び固定資産税をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

2 八幡浜市地域おこし協力隊（八幡浜市地域おこし協力隊設置要綱（平成26年要綱第32号）第3条の規定により任用された者）に係る前項の適用については、同項第1号中「移住した者（同日以後に、県外から県内の他市町に移住し、その後八幡浜市内に住民票を異動したものを含む。）」とあるのは、「離任した正隊員（これに準ずる者として市長が適当と認める者を含む。）」とする。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、移住者が居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されていた住宅であること。
- (2) 申請者が補助対象住宅について、第8条に規定する補助事業を行うことができる権限を有していること。
- (3) 過去に補助対象住宅とされていないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 業者を利用して住宅の改修等を行う場合、原則として、八幡浜市内の施工業者（八幡浜市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）とする。
- 3 当該補助対象事業費は、住宅の改修にあつては50万円以上、家財道具の搬出等にあつては5万円以上であるものに限る。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書

- (2) 市税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）
- (3) 申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
- (4) 補助対象事業費の算出根拠を示す書類
- (5) 補助対象住宅の図面
- (6) 現況写真
- (7) 世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
- (8) 振込先口座が分かる書類の写し
- (9) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（補助事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとについて事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業費の明細書
- (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 完成写真
- (4) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金請求書（様式第5号）及び個人情報確認同意書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付する。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (6) 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日要綱第7号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日要綱第37号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)~(43) (略)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年4月1日要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要綱第49号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和6年3月25日要綱第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率等	
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2/3以内(1,000円未満の端数切捨て)又は200万円(子育て世帯にあっては、400万円)のいずれか低い額
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)		
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅の改修と合わせて行うものに限る。)		
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の2/3以内(1,000円未満の端数切捨て)又は20万円のいずれか低い額	

(別紙様式 1)

八幡浜市移住者住宅改修支援事業 事業計画書

1 収支予算
(住宅改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修、家財道具 搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者 (住宅改修等実施者)

氏名		年齢		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現住所					
電話番号					
メールアドレス					
移住の時期					
移住前の住所					
移住の理由					
世帯構成 (年齢)	※年齢は申請年度の4月1日現在				

(別紙様式 2)

誓 約 書

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 改修等が完了した日以後、1ヶ月以内に入居します。
- 4 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等による転居等ではありません。
- 5 補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、八幡浜市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。
- 6 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を八幡浜市に納付します。
- 7 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付します。

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、内容に変更が生じたので、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額	¥
変更後の申請額	¥
差引増減額	¥

4 添付書類

- (1) 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止期間（廃止の時期）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 ¥
- 2 事業区分 （ 住宅の改修 家財道具の搬出等 ）
- 3 関係書類
 - (1) 補助対象事業費の明細書
 - (2) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
 - (3) 完成写真
 - (4) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙様式3)

八幡浜市移住者住宅改修支援事業 事業実績書

1 収支決算

(住宅改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅改修、家財道具 搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (物件の所在地)	
住宅の構造等	構造 : <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨コン <input type="checkbox"/> その他 ()
	階数 : <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> その他 ()
	形式 : <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 [<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()]
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施内容	(住宅の改修)
	(家財道具の搬出等)
請負業者	所在地 (住所) 業者名 (代表者氏名)
実施予定期間	着工 年 月 日、竣工 年 月 日
他の公的助成制度	<input type="checkbox"/> 利用あり (補助金名 : 受給日 : 補助額 : 円) <input type="checkbox"/> 利用なし

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金請求書

年 月 日付で補助金の額の確定通知があった標記補助金について、八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 ￥ _____
- 2 交付確定額 ￥ _____
- 3 交付請求額 ￥ _____

【振込先口座】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

個人情報確認同意書

八幡浜市移住者住宅改修支援事業費補助事業について、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること並びに補助金交付の審査及び居住確認のため、市が保有する個人情報を読覧又は確認することに同意します。

1 読覧又は確認に同意する個人情報

- (1) 住民基本台帳
- (2) 納税状況
- (3) 市の他の制度の活用状況

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____